

食料システム法に関する取引関係者向け資料



MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

新事業・食品産業部

概要



食料システム法の概要 (食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律)

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の一部改正

○ 題名

「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改正。

○ 目的

食品等事業者が食料システムにおいて農林漁業者と一般消費者をつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等事業者による事業活動の促進と食品等の取引の適正化をもって、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する旨規定。

1 食品等事業者による事業活動の促進

(1) 農林水産大臣は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本方針を策定（(2)および(3)の活動の意義及び目的、基本的事項等）。

(2) 食品等事業者が、次の事業活動に関する計画を作成し、農林水産大臣が認定。

- ① 安定取引関係確立事業活動（農林水産業と食品産業の連携強化）
- ② 流通合理化事業活動（流通の効率化、付加価値向上等）
- ③ 環境負荷低減事業活動（温室効果ガスの排出量の削減等）
- ④ 消費者選択支援事業活動

（持続可能性に配慮した物の選択を消費者が行うことに寄与する情報の伝達等）

※ ①～④には技術開発利用、事業再編を含む。

(3) 地方公共団体、一般社団法人等、(2)の事業活動を連携して支援しようとする者は、連携支援計画を作成し、農林水産大臣が認定。

〈支援措置〉

(2)の計画：日本政策金融公庫による長期低利融資

農業・食品産業技術総合研究機構の研究開発設備の供用等
(このほか、税法にて、中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制等の税制特例を措置)

(3)の計画：補助金等で整備された施設等の有効活用 等

2 食品等の取引の適正化

(1) 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化に関する基本方針を策定。

(2) 飲食料品等事業者・農林漁業者は、次の措置を講ずるよう努力。

- ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出がされた場合、誠実に協議。
- ② 持続的な供給に資する取組（商慣習の見直し等）の提案があった場合、検討・協力。

(3) 農林水産大臣は、(2)①、②に関する事業者の行動規範（判断基準）を、基本方針に基づき省令で策定。

(4) 農林水産大臣は、(3)の判断基準を勘案し、次の措置を実施。

- ① 適確な実施を確保するため必要な場合、指導・助言を実施。
 - ② 実施状況が著しく不十分な場合、勧告・公表を実施。
(勧告の実施に必要な場合、報告徴収・立入検査を実施。)
- ※ 不公正な取引方法に該当する事実がある場合、公取委に通知。

(5) 農林水産大臣は、取引において、通常、費用を認識しにくい飲食料品等を省令で指定。その費用の指標の作成・公表等を行う団体を、基本方針や省令に基づき認定。

令和7年10月1日施行

令和8年4月1日施行

卸売市場法の一部改正

- 中央卸売市場・地方卸売市場の開設者は、指定飲食料品等、その費用の指標等を公表。

ただし、次の行為については、施行の日前でも実施が可能
・ (1)の基本方針の策定、(3)の判断基準の策定、(5)のうちの飲食料品等の指定
・ (5)のうちの団体の認定に係る準備行為

食料システム法による合理的な価格形成の促進（食品等の取引の適正化措置の全体像）

食品等の取引の適正化に関する基本方針（法第33条）

- 取引適正化を推進する意義、判断基準の策定に係る考え方、コスト指標作成団体が果たす役割等を農林水産大臣が定める

飲食料品等の取引の適正化

食料の価格は需給事情や品質評価が適切に反映され、当事者間で決定されることが基本

飲食料品等の取引

売り手

買い手

取引における**努力義務**（法第36条）

- ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求め、**事由を示して協議の申出**があった場合、**誠実に協議**
- ② **商慣習の見直し**等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、**検討・協力**

取引条件の協議においてコスト指標を合理的な根拠のあるものとして活用することが可能

努力義務の実施状況を判断するための基準（判断基準）（法第37条）

- ⇒ 基本方針に基づき**省令**で策定
 - ・ 協議の速やかな開始
 - ・ 協議における公表資料の尊重
 - ・ 検討結果の説明 等

指定飲食料品等

飲食料品等のうち、取引において、通常費用を認識しにくい品目を**省令で指定**（法第41条第1項）

基本方針に基づき、**コスト指標作成団体**を農林水産大臣が**認定**（法第42条第1項）

認定団体が**コスト指標**を作成・公表

実効性の確保

情報提供

措置の実施

農林水産大臣

情報受付窓口の設置、食品等取引実態調査により、**情報収集・状況把握（フードGメン）**

判断基準に基づき確認

適切な実施を確保するため必要な場合、**指導・助言**（法第38条）

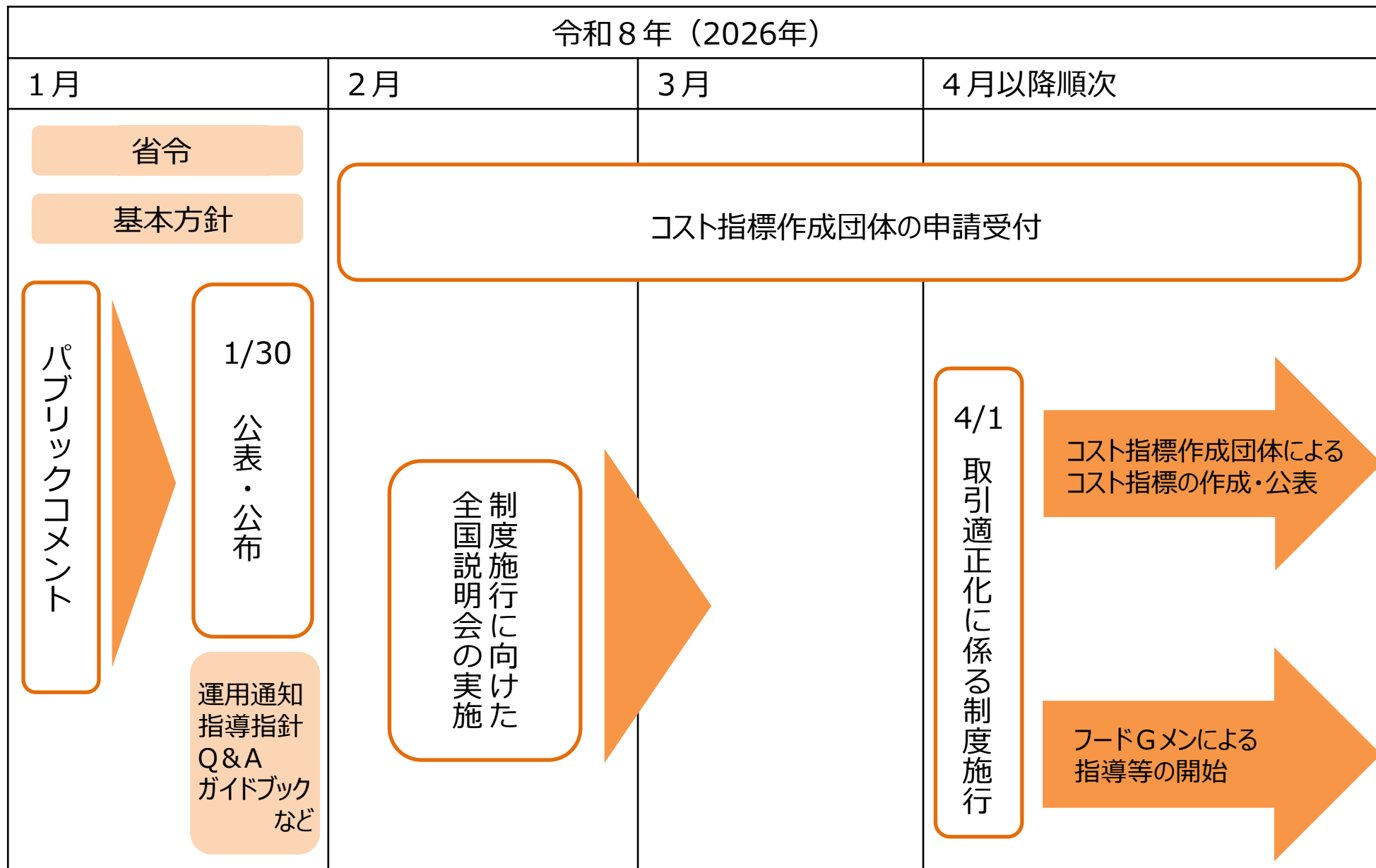
実施状況が著しく**不十分な場合**、**実態の改善を勧告**（法第39条第1項）※

勧告に従わない場合、事業者名、勧告した旨を公表（法第39条第2項）

公正取引委員会への通知

※ 報告徴収・立入検査を実施。

施行に向けたスケジュール



努力義務について



- 食料の価格は、需給事情や品質評価が適切に反映され、当事者間で決定されることが基本。
- こうした自由競争を維持しつつも、食品の持続的な供給を図るため、農林漁業者・食品等事業者に対し、取引における**2つの努力義務を措置**。
- 努力義務が果たされているかを判断する基準として、事業者の具体的な行動規範となる、**判断の基準となるべき事項（判断基準）**を省令で規定。

対象：食料全般

- ① 持続的な供給に要するコスト等の考慮を求める事由を示して、協議の申出がされた場合、**誠実に協議**
- ② 商慣習の見直しなど、持続的な供給に資する取組の提案があった場合の**検討・協力**



取引当事者間で①②の**努力義務**を通じ
実質的かつ**誠実な協議**等を促進

努力義務の適用対象

- 食料システム法における努力義務は、取引を行う人とその取引の内容によって適用対象となるか判断される。
- 適用対象は、飲食料品等事業者等同士で行う、飲食料品等の売買その他の取引

努力義務の
適用対象

=

飲食料品等事業者等同士

+

売買
その他の取引

対象者

飲食料品等事業者等とは、

- ① 飲食料品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う食品等事業者
- ② 飲食料品等の生産の事業を行う農林漁業者 を合わせた総称

※ 製造、加工、流通又は販売の事業を行う者とは、営利目的かどうかは問わず、外形的に製造、加工、流通又は販売を行っているとは判断される場合は対象となる。

飲食料品等の定義

食品等のうち、①飲食料品及び②その原料又は材料として使用されるもの(農林水産物又は農林水産物を原料若しくは材料として製造し、若しくは加工したものに限る。)(食料システム法第2条第10項)

①飲食料品



そのまま又は調理して食べるもの

②飲食料品の原料又は材料として使用されるもの



こんにゃく芋(こんにゃく粉)や茶葉、生乳など

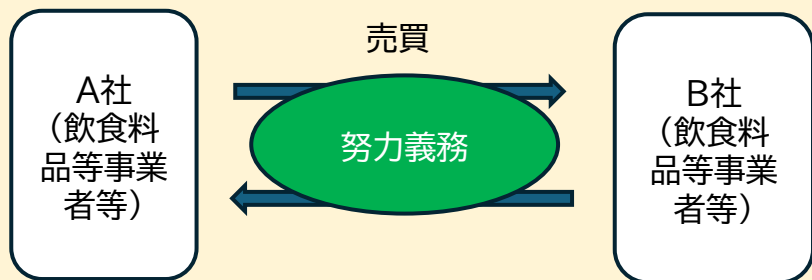
努力義務の適用対象

対象取引

食料システム法の努力義務の適用対象となる取引は、飲食料品等事業者等同士で行う飲食料品等の「売買その他の取引」

飲食料品等の売買

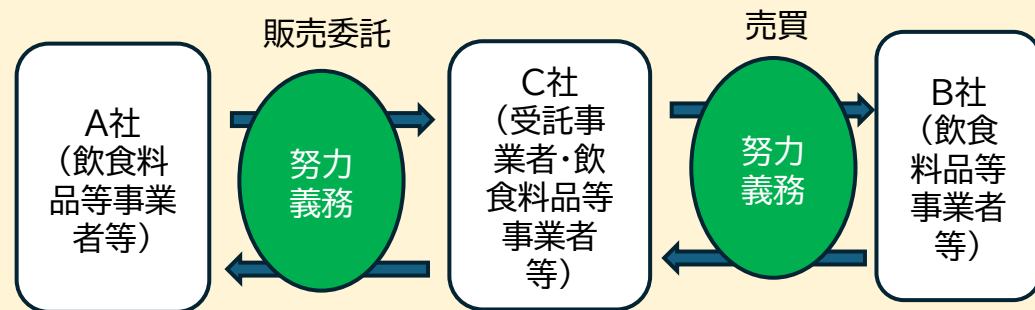
飲食料品等事業者等同士で直接売買を行う取引形態を指す



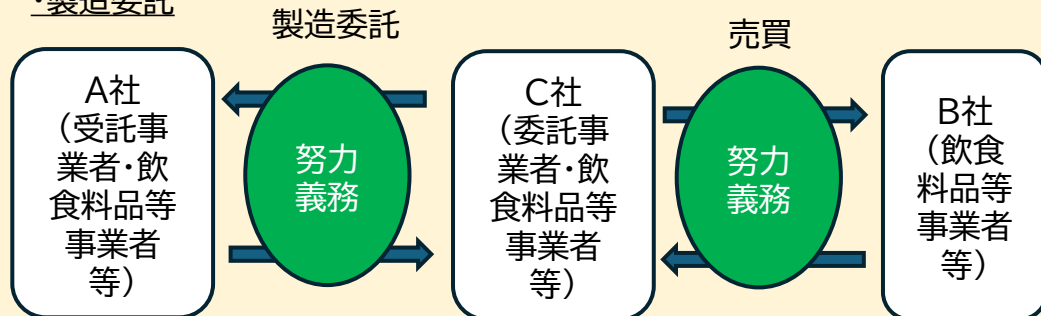
その他の取引

その他の取引には、飲食料品等の委託販売や製造委託を含む

・委託販売



・製造委託



※ 当事者間で取引条件の協議の余地がない取引(競りや入札等)については、実質的に、取引条件に係る誠実協議に関する努力義務に対する指導等の適用対象外となる。



判断の基準となるべき事項について

○ 食料システム法においては、食品の持続的な供給を図るため、農林漁業者・食品等事業者に対し、取引における**2つの努力義務を措置**。

- 〈努力義務①〉 持続的な供給に要する**費用等の考慮を求める事由**を示して取引条件の**協議の申出**があった場合、**誠実に協議**
- 〈努力義務②〉 取引の相手方から**商慣習の見直し等の持続的な供給に資する取組の提案**があった場合、**検討・協力**

○ 努力義務が果たされているかを判断する基準として、事業者の具体的な行動規範となる、**判断の基準となるべき事項（判断基準）**について、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日 内閣官房・公正取引委員会）等を参考に以下を規定。

| 取引条件に係る誠実協議 | 商慣習等に係る検討・協力 |
|---|--|
| <p>① 協議の速やかな開始 取引の相手方から、取引条件に関する協議の申出がされた場合には速やかに協議に応ずるとともに、定期的な協議の要請があった場合には適切な頻度で協議を行うこと。</p> <p>② 協議における公表資料の尊重 取引条件に関する具体的な根拠となる資料のほか、公表資料又は指定飲食料品等の持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標（コスト指標）を用いた説明は、合理的な根拠があるものとして尊重すること。</p> <p>➤（問題となり得る具体例）公表資料やコスト指標を用いた説明に加えて過度に詳細な費用の内訳の提出を求めること</p> <p>③ 協議において取引条件の一方向的な決定を行わないこと 取引条件に関する協議にあつては、飲食料品等の取引価格その他の取引条件を一方向的に決定しないこと。</p> <p>➤（問題となり得る具体例）補助金等を理由に納入価格の引下げ（減額）を一方向的に決定すること</p> | <p>④ 提案に対する検討・協力の速やかな開始 取引の相手方から、持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、速やかに必要な検討及び協力を行うこと。</p> <p>➤ 持続的な供給に資する取組の提案の具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 納品期限の緩和（1/3ルールの見直し）・納品頻度（回数）の削減 ② 発注を早期に行うこと（リードタイムの延長） ③ 日付逆転品・日付混合品の納品の容認 ④ 欠品に伴う金銭的ペナルティの廃止 ⑤ 標準仕様パレット（11型パレット）その他の標準化された規格に適合するパレットの使用 |
| 共通 | |
| <p>⑤ 協議の申出等のみを理由とする不利益取扱いを行わないこと 取引条件に関する協議の申出又は持続的な供給に資する取組の提案のみを理由として、当該申出又は当該提案をした取引の相手方に対して、取引数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いを行わないこと。</p> <p>⑥ 協議等における必要な説明等の実施 取引条件に関する協議の申出又は持続的な供給に資する取組の提案に関して、その検討結果及びその理由の説明その他必要な情報の提供を行うこと。</p> | |

① 協議の速やかな開始（規則第25条第1号イ）

事例①

コスト上昇等の根拠を示して取引価格を引き上げたいという協議の申出があったが、繁忙期を理由に取り合わなかった。



事例②

協議を半年ごとに行うことで合意しており、前回の協議から半年経過したため協議の申出を受けたが、応じなかった。



Point

- ✓ 取引の相手方から示された期限（期限が示されなかった場合は約1か月程度。）までに、協議を開始することが必要
- ✓ 繁忙期でどうしても対応ができない場合には、期限を延長する合理的な理由（※）を取引相手に説明し、期限を延長することについて納得を得ることが必要

（※）合理的な理由であるか否かについては、申出があった協議の内容や申出を受けた飲食料品等事業者等のほかの取引先数等を勘案して、農林水産省が総合的に判断

Point

- ✓ 定期的に協議したいと言われていたにもかかわらず、一方的に次回以降の協議に応じない場合には努力義務違反となりうる
- ✓ 定期的な協議を希望する飲食料品等事業者等は、協議の際に次回協議の希望時期や定期協議の希望頻度を提示し、双方で合意することが望ましい



② 資料の尊重（規則第25条第1号ロ）

事例①

公的統計等を用いて原材料価格が高騰していることを説明されたにもかかわらず、容易に算出することが困難な個別費用の内訳を説明するデータを提出しないと一切協議に応じられないと伝えた。



（すでに公的統計で説明されたけど…）
もっと細かいデータを出してくれないなら一切協議には応じません。

事例②

個別にコスト上昇分を切り出して示すことが難しい場合に、公的統計やコスト指標等を用いた説明を受けたが、合理的な根拠がないものとして扱った。



公的統計を見せられてもねえ…
あなたのところは別にコスト上がってないんじゃないの？
それしか出せないなら協議はしません。

Point

- ✓ 協議の検討をするに当たり、必要な限度において追加の情報を求めることは努力義務違反には当たらない
- ✓ 容易に算出することが困難又は提示のために調査を要するデータや、営業上の秘密に当たる詳細な費用の内訳資料の提出を求めるなど過度な負担を強いることは協議の申出に対する萎縮や協議の取り下げにもつながる行為であり、努力義務違反となりうる

Point

- ✓ 具体的な費用の内訳等を示した資料を用いた説明に対してはもちろんのこと、公的統計やコスト指標、その他客観的な事実に基づいた公表情報を用いた説明に対しても、合理的な根拠があるものとして尊重することが必要

③ 一方的な決定の禁止（規則第25条第1号ハ）

事例①

取引の相手方が補助金を受け取っていることを理由として、一方的に納品価格を引き下げる決定をした。



補助金これだけ受け取ってるんでしょ？
だったらその分安く取引してね。

事例②

委託販売の際に、受託者側から市況に応じた取引価格の提案があったにもかかわらず、委託者が、一方的に取引条件を押し付けた。（「協議の速やかな開始」の努力義務違反にもなりうる）



需要がどうかそんなのいいから！
この値段で必ず売り切ってください。

Point

- ✓ 「一方的に決定する」とは、取引当事者間双方の自由な意思に基づくことなく、取引価格等の取引条件を決定することである
- ✓ 取引の相手方の希望通りの取引価格等の取引条件で決定されなかったとしても、**実態を伴った協議の結果**であれば、一方的とは言えないため努力義務違反には該当しない

④ 商慣習の見直し等の速やかな検討・協力（規則第25条第2号）

事例①

3分の1ルールの見直しについて提案があったが、他社は3分の1ルールに則って納品してもらっていることを理由として、検討することなく取り合わなかった。



3分の1ルールを見直してほしいって…
他も3分の1ルールで納品してるんだから文句言うな。

事例②

納品頻度の低減に関する提案があり、まずは対応が可能なものについて実施することで双方が合意したが、実行に移さずに数か月が経過した。提案者から何度か確認の連絡があったが、従前どおり発注を行っている。



協力するって言ってたのに何も変わらないじゃないか！

Point

- ✓ 取引の相手方から示された期限までに、検討の結果を説明することが必要
- ✓ 期限内に対応することが難しい場合には、期限を延長することの合理的な理由(※)を取引相手に説明し、期限を延長することについて理解を得ることが必要

(※) 合理的な理由であるか否かについては、提案を受けた飲食品等事業者等のほかの取引先数等を勘案して、農林水産省が総合的に判断

- ✓ 検討の結果を踏まえ、提案内容のうち対応が可能なものについては、双方が合意した期限までに提案の内容に沿って行動することが必要



⑤協議の申出等のみを理由とした不利益な取扱いの禁止（規則第25条第3号イ）

事例

今までは言い値で取引(購入/販売)ができていたのに、取引価格の協議の申出をしてきたので、申出をするなら取引を止めると示唆して、申出を取り下げさせた。



取引価格上げてほしいとか
いうならもうこれ以上取引
しないよ？

Point

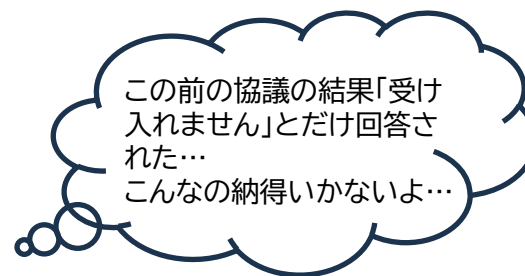
- ✓ 「不利益な取扱いを行わないこと」とは、協議の申出等をきっかけに取引の相手方の利益を不当に害しないことである
- ✓ 取引条件の協議の結果、飲食料品等の価格を上げることによって、販売数量が減少する見込みであることを理由とした取引数量の削減等については、努力義務違反には当たらない



⑥ 協議の申出等の検討結果の説明（規則第25条第3号ロ）

事例

取引価格を引き上げたいと根拠を示して協議の申出があったが、社内で検討した結果、据え置きとすることに決定したので、取引の相手方に対して、受け入れ不可の旨のみ回答した。



Point

- ✓ 協議の検討結果については、ただ受け入れ可否を回答するだけではなく、受け入れられない取引条件等については、その理由を合理的な根拠とともに説明することが必要
- ✓ 受け入れられない場合には、協議の内容に関する懸念点を説明することで新たな条件での提案を促すことや、市場の状況を説明することで受け入れやすい最適な時期に改めて協議の申出等を行うよう示唆することが必要

実効性の確保について



飲食料品等の取引の適正化に関する実効性の確保

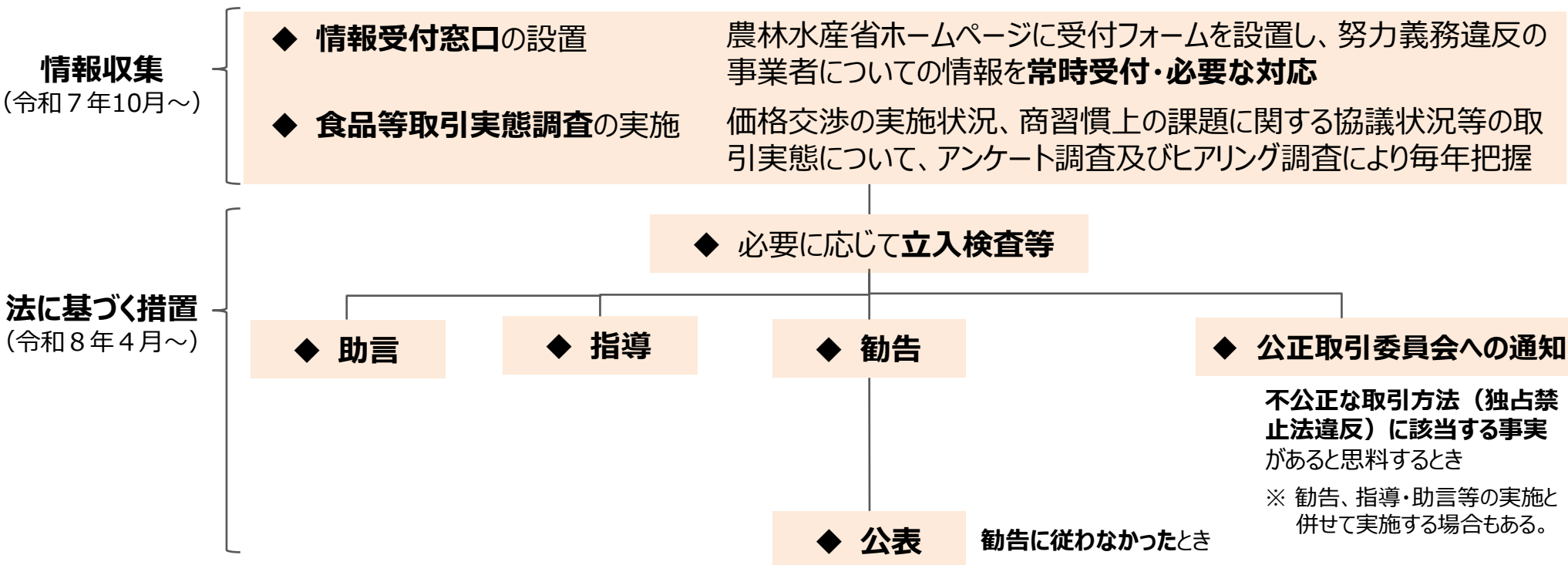
- 食料システム法に基づく措置の実施（令和8年4月以降）に先立ち、令和7年10月から、**フードGメンの配置、情報受付窓口の設置、食品等取引実態調査**を実施。
- 制度の実行性を確保するため、**更なる体制整備**を図る。

1 体制整備

◆ フードGメンの配置

令和7年10月1日 本省2名、地方農政局等16名を配置し、計18名体制によるフードGメンを発足。

2 指導、勧告等の措置の流れ





フードGメンによる指導・助言、勧告・公表等の実施

- フードGメンは、情報受付窓口や食品等取引実態調査等によって得た情報をもとに、**判断基準に照らして努力義務に対する措置を適確に実施していない場合、必要に応じて指導・助言、勧告・公表、公正取引委員会への通知を実施。**
- 指導・助言、勧告・公表の措置を行うに当たっては、**行政指導指針をもとに統一的な判断を実施。**

法第38条（指導及び助言）

農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の**食料システム法第36条各号に掲げる措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは**、当該飲食料品等事業者等に対し、**判断基準を勘案して、当該措置の実施について必要な指導及び助言を実施する。**

助言

時期、取引の相手方、取引の内容に関する情報が得られた場合など、飲食料品等事業者等が食料システム法第36条各号に掲げる措置を適確に実施していない（以下「努力義務違反」という。）**疑いがあるにすぎない場合**

助言書のポイント

- 努力義務違反の疑いがある**事業者宛に送付。**
- 努力義務違反の疑いがある情報を把握した段階であり、努力義務違反の**事実が確認されたものではない。**
- **改善報告等は求めず**に、**自主的な気づきを促す**ことが目的。
- 助言を受けたことについて**公表はされず**、**行政上何らかの不利益を被ることはない。**
- 疑うに足りる相当な理由があると判断できる情報を把握した場合には、指導等を行う。



フードGメンによる指導・助言、勧告・公表等の実施

指導

次のいずれかにより、飲食料品等事業者等に努力義務違反があったと疑うに足りる相当な理由がある場合

- ① **裏付けとなる資料等**（売買契約書、製造委託契約書、商談記録、発注書等）を含む情報が得られたとき
- ② 食料システム法第36条各号に掲げる措置を適確に実施していない飲食料品等事業者等から**自発的な申出**を受けたとき
- ③ **複数の**情報提供者から同様の**情報**が得られたとき
- ④ その他努力義務違反があったと疑うに足りる相当な理由があるとき

指導書のポイント

- 努力義務違反を行ったと疑うに足りる相当な理由がある**事業者宛に送付**。
- 努力義務違反の疑うに足りる相当な理由があると判断している段階であり、努力義務違反の**事実が確認されたものではない**。
- **改善報告等は求めず**に、**自主的な気づきを促す**ことが目的。
- 指導を受けたことについて**公表はされず**、**行政上何らかの不利益を被ることはない**。
- 努力義務違反の疑いがある事業者に本社がある場合は、**本社宛てに指導を行った旨の連絡**。
- 努力義務違反が明らかとなった場合において、食料システム法第36条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、判断基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、勧告を行う。

別記様式第2号

文書番号
年月日

飲食料品等の取引の適正化に関する指導書

氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）※1 宛

農林水産大臣 名 ※2

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号、以下「法」という。）第38条の規定に基づき、下記のとおり指導します。

記

1 指導の対象となった行為

2 指導の内容

【問合せ先】
農林水産省〇〇局 〇〇課
電話：

（施行注意）
※1 対象が事業所又は営業所等の場合には、その長
※2 地方農政局等が発出する場合には、地方農政局長等

（備考）
・本件については、貴事業所が法第36条各号に掲げる措置を適確に実施していない（以下「努力義務違反」という。）と疑うに足りる相当な理由があると判断している状況であり、必ずしも努力義務違反の事実が確認されたものではありません。
・この指導は、組織内で問題意識の共有と事実確認の上、改善すべき点が見付かった場合、自主的に法第36条各号に掲げる措置の適確な実施をしていただくためのものです。

別記様式第2号

・指導の対象となった行為の詳細を確認されたい場合は、問合せ先までご連絡をお願いいたします。
・指導を受けたことにより行政上何らかの不利益を被ることはありません。
・当局から改善報告等を求めることはいたしません。自主的に改善報告等を行うことを妨げるものではありません。
・事業所等に指導文書が発出している場合は、本社にも別途連絡を行っております。

今後、努力義務違反が明らかとなった場合において、貴事業所の法第36条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号）第25条各号に規定する飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、勧告を行うことがあります。



フードGメンによる指導・助言、勧告・公表等の実施

法第39条(勧告及び公表)

農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の食料システム法第36条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、判断基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該飲食料品等事業者等に対し、その判断の根拠を示して、当該措置をとるべき旨の勧告をする。また、当該勧告を受けた飲食料品等事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表する。

勧告

飲食料品等事業者等の努力義務違反が判断基準に照らして**明らか**である場合であって、以下のいずれかに該当するとき

- ① 指導を行った飲食料品等事業者等について、**その後もなお同様の努力義務違反があったことを確認したとき**
- ② **組織的に努力義務違反をしたことを確認したとき**
- ③ その他飲食料品等事業者等の努力義務違反に対して勧告を行うことが**適当と認めるとき**

勧告書のポイント

- 努力義務違反が明らかである事業者の**本社宛に送付**。
- 是正期限内に改善が確認されない場合や、改善後1年以内に同様の努力義務違反を行ったことを確認した場合には、公表。

別記様式第4号

文書番号
年 月 日

飲食料品等の取引の適正化に関する勧告書

氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）

農林水産大臣 名※

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

下記の是正期限内に改善が確認されない場合や、改善後1年以内に同様の努力義務違反を行ったことを確認した場合には、法第39条第2項の規定に基づき、当該事実を公表する旨申し添えます。

記

- 1 勧告の対象となった行為
- 2 措置の状況が著しく不十分である判断基準
食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号）第25条第○号
- 3 判断の根拠
- 4 勧告の内容
- 5 是正期限

（施行注意）

※ 地方農政局等が発出する場合には、地方農政局長等



公表

勧告を受けた飲食料品等事業者等がその勧告に従わなかったときに行う。

「勧告に従わなかったとき」とは、以下のいずれかに該当するときをいう。

- ① 農林水産省が示す期限内に改善が確認されないとき
- ② 過去に勧告を受けて改善が確認された飲食料品等事業者等について、改善後1年以内に同様の努力義務違反を確認したとき

公表事項

- ・ 勧告を受けた飲食料品等事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地
- ・ 事業の概要
- ・ 勧告を行った年月日
- ・ 指導又は助言を行った年月日（勧告のほか、同一の努力義務違反について指導又は助言を行った場合に限る。）
- ・ 努力義務違反の内容
- ・ 勧告の内容
- ・ 公表を行うに至った理由
- ・ その他飲食料品等の取引の適正化の観点から必要と認められる事項（飲食料品等事業者等の秘密を除く。）

別記様式第5号

文書番号
年月日

飲食料品等の取引の適正化に関する公表通知書

氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）※1 宛

農林水産大臣 名※2

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づき、下記の内容を公表します。

記

(1) 勧告を受けた飲食料品等事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地

(2) 事業の概要

(3) 努力義務違反の内容

(4) 勧告の内容

(5) 勧告を行った年月日

(6) 指導又は助言を行った年月日

※勧告のほか、同一の努力義務違反について指導又は助言を行った場合に限る。

(7) 公表を行うに至った理由

（施行注意）

※1 対象が事業所又は営業所等の場合には、その長

※2 地方農政局等が発出する場合には、地方農政局長等

公表通知書イメージ

コスト指標について





- 食料の価格は、**需給事情や品質評価が適切に反映**され、**当事者間で決定**されることが基本。
- コスト指標は、**持続的な供給に要する費用**(生産、製造、加工、流通又は販売といった各段階において食料の供給に要する費用)**を示す指標**であり、飲食料品等の事業者の努力義務である誠実な協議を促進するために、通常取引において**費用が認識しにくい飲食料品等(指定品目)**を対象に作成されるもの。

(注意点)

- × 認定された民間の団体が作成するコストの指標であり、取引の協議に当たり活用可能なものであるが、**「国が認めた最低取引価格」といったものではない。**

(参考)

Q コスト指標を下回る価格で取引が行われた場合、フードGメンによる指導・助言等の対象になるのか。

A 取引価格がコスト指標の水準を下回ったからといって、直ちにフードGメンによる措置の対象となるものではない。

また、コスト指標を合理的な根拠があるものとして尊重し協議をした結果、取引の相手方の希望どおりの取引価格や取引条件で決定されなかったとしても、実態の伴った協議の結果であれば、努力義務違反には当たらない。

コスト指標の作成／コスト指標作成団体について



生産から販売に至る各段階の関係者により、コスト指標を作成する必要性や課題感について認識を共有し、対応方法について議論

農林水産大臣による**指定飲食料品等の指定**

※取引において、通常、費用を認識しにくい品目を指定



コスト指標作成団体による認定申請

業務内容

- (1) 持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標（コスト指標）の作成、指標作成に資する資料の収集、指標の公表
- (2) 対象品目の持続的な供給の必要性や、コスト指標について、事業者や消費者等の理解増進に必要な情報の提供



農林水産大臣による認定

認定要件

- (1) 申請書、業務規程の内容が次の基準に適合すること。
 - ① 基本方針に照らし適切であること。
 - ② 法令に違反しないこと。
- (2) 業務規程の内容が次の基準に適合すること。
 - ① 持続的な供給に要する費用の明確化に資するものであること。
 - ② 生産、製造、加工、流通又は販売の各段階（品目の事情に応じて必要な各段階）を代表する者を参画させること。
- (3) 業務を行う知識・能力・経理的基礎を有すること。

※ 農林水産大臣は、認定にあたって、利害関係人の意見聴取、公正取引委員会との協議が必要。

※ この他、資料の漏えい・滅失・毀損の防止など秘密保持・安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる必要。

指定飲食料品等の指定とコスト指標の作成に必要な参画者の段階



飲食料品等であって、時の経過によりその品質が特に低下しやすいこと、日常の生活必需品として日々その売買がされること等の性質により、十分な協議が行われず取引条件が決定される傾向があることその他の事情から、取引において持続的な供給に要する費用について認識しにくいものを、農林水産大臣が省令で指定。(法第41条第1項)

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号）
令和8年4月1日施行（1月30日公布）

（指定飲食料品等の指定）

第二十六条 法第四十一条第一項の規定に基づき、次に掲げる飲食料品等を指定飲食料品等として指定する。

- 一 米穀
- 二 野菜
- 三 豆腐
- 四 納豆
- 五 飲用牛乳（成分調整牛乳を除く。第二十九条第五号において同じ。）

（指定飲食料品等ごとの段階）

第二十九条 法第四十二条第四項第三号ロの農林水産省令で定める段階は、次の各号に掲げる指定飲食料品等の品目に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 米穀 生産、流通及び販売
- 二 野菜 生産、加工、流通及び販売
- 三 豆腐 その原料となる大豆の生産並びに製造、流通及び販売
- 四 納豆 その原料となる大豆の生産並びに製造、流通及び販売
- 五 飲用牛乳 その原料となる生乳の生産及び流通、製造並びに販売

コスト指標の作成に当たって、品目の事情に応じて、団体や協会等の代表者に参画していただく必要がある段階



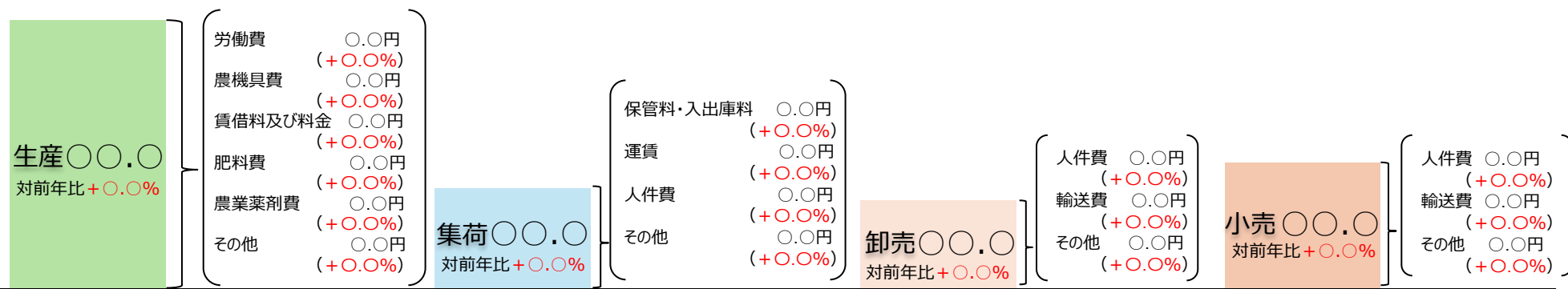
| | |
|---|--|
| <p>米</p> | <p>(公社)米穀機構 (4/1団体認定) 米穀機構内に、「コスト指標作成等委員会」を設置 (議長：日本大学 西川教授) 【参加団体】 生産・集出荷団体、卸団体、小売団体 等</p> |
| <p>野菜</p> | <p>野菜のコスト指標作成団体を任意団体として設立予定 (野菜のコスト指標作成のための準備会合をこれまでに4回開催し、議論) 【参加予定団体】 生産・集出荷団体、卸団体、仲卸団体、加工団体、小売団体 等</p> |
| <p>飲用牛乳 <small>(成分無調整牛乳)</small></p> | <p>飲用牛乳のコスト指標作成推進会議 (4/17団体認定) (代表：Jミルク) 【参加団体】 生乳の生産・集出荷団体、飲用牛乳の製造団体、小売団体 等</p> |
| <p>豆腐・納豆</p> | <p>製造段階の3団体 (納豆連、全豆連、日豆協) を中心に、 豆腐・納豆コスト指標作成協議会を任意団体として設立予定 【参加予定団体】 大豆の生産・集出荷団体、豆腐・納豆の製造団体、卸団体、小売団体 等</p> |

コスト指標のイメージ (案)

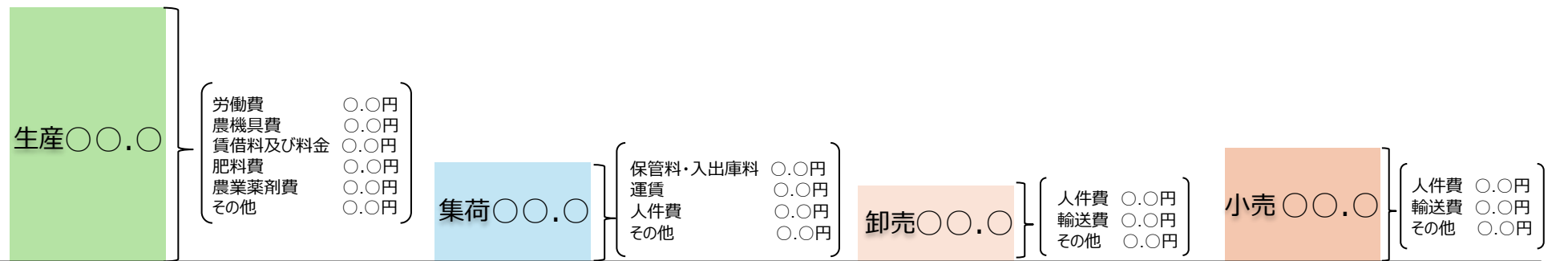


※本イメージ図は、仕入れ原価以外の費用を示すもの

【令和〇年〇月時点】



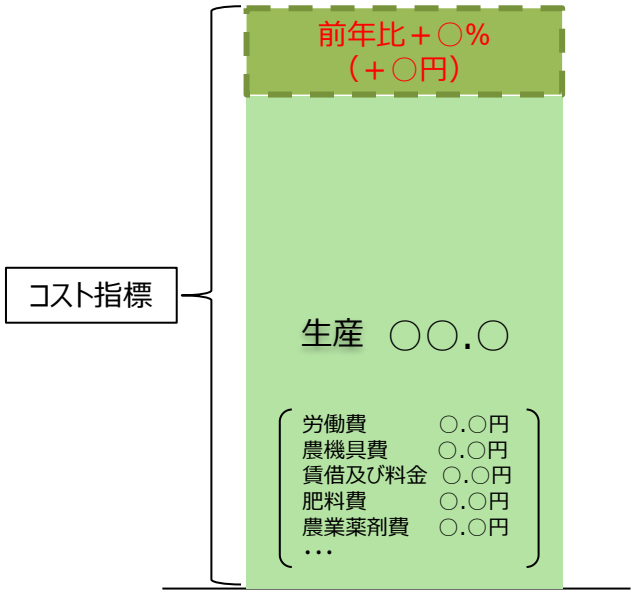
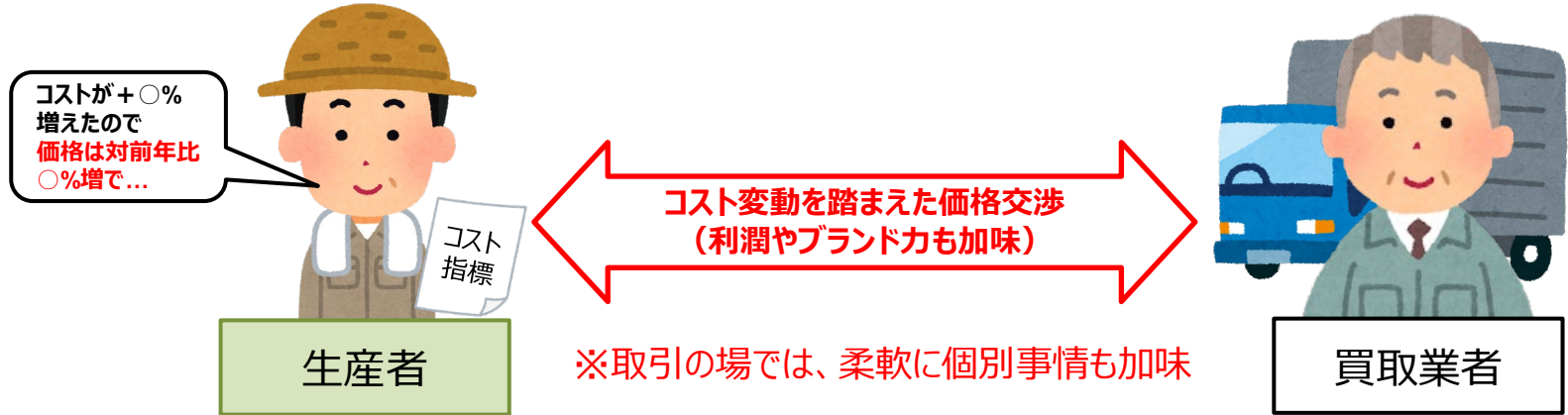
【令和△年△月時点 (前年)】



米のコスト指標の価格交渉の場（生産者と買取業者間）での活用イメージ（案）



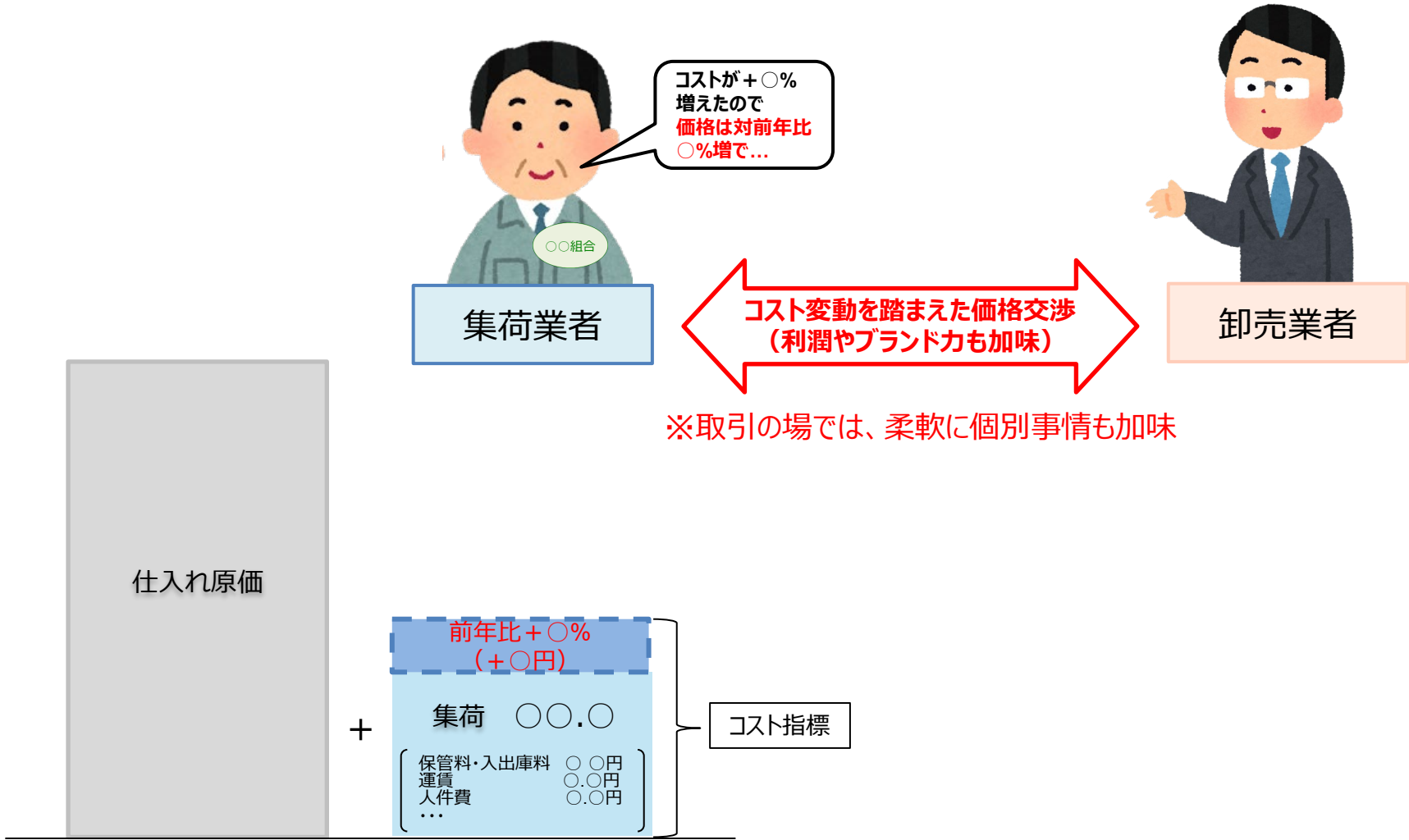
○ コスト指標（生産段階）をもとに前年からの変動率などを踏まえ、利潤やブランド力も加味して価格交渉。





米のコスト指標の価格交渉の場（集荷業者と卸売業者間）での活用イメージ（案）

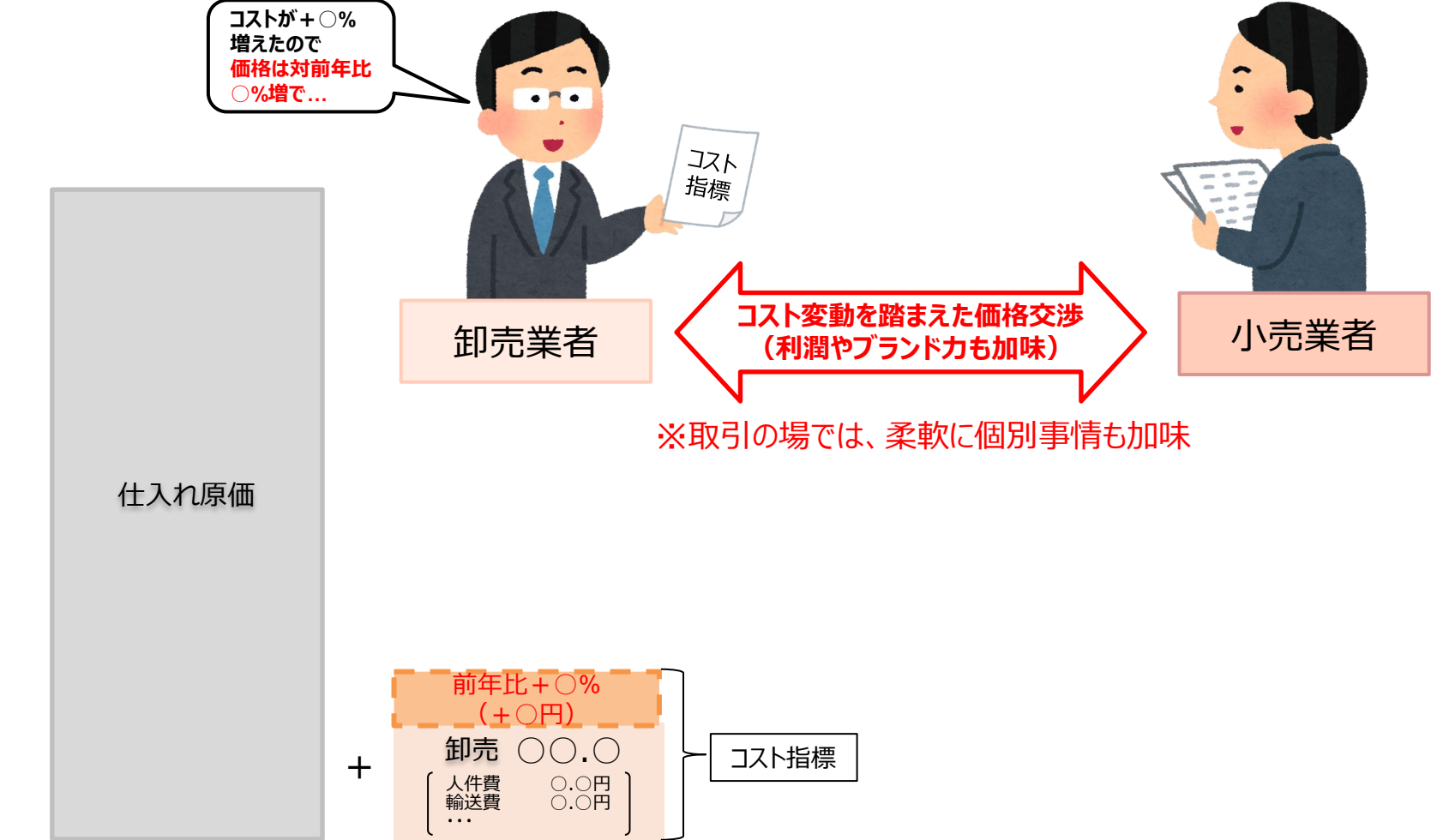
○ 仕入れ原価やコスト指標（生産段階・集荷段階）をもとに前年からの変動率などを踏まえ、利潤やブランドカも加味して価格交渉。



米のコスト指標の価格交渉の場（卸売業者と小売業者間）での活用イメージ（案）



- 仕入れ原価やコスト指標（生産段階・集荷段階・卸売段階）をもとに前年からの変動率などを踏まえ、利潤やブランドカも加味して価格交渉。



コスト指標の消費者向けの活用イメージ（案）

- HP等で関係者の役割やコスト指標を表示。(小売事業者が必要に応じて消費者への説明に活用)
- メディア等への露出を通じて、広く消費者に費用を認識した購買行動を促す。(フェアプライスプロジェクト等)

○各段階の役割とコスト

①生産段階

稲を栽培して収穫、出荷。
労働費、農機具費、燃料費、肥料費、農薬費等



②集荷段階

集荷（委託・買取）した米を検査、保管し、卸売業者等に販売。
保管料・入出庫料、運賃、人件費等



③卸売段階

集荷業者等から仕入れた米を精米し、検査等を行い、全国のスーパーやレストラン、外食等へ販売。
機械費、包装容器代、輸送費等

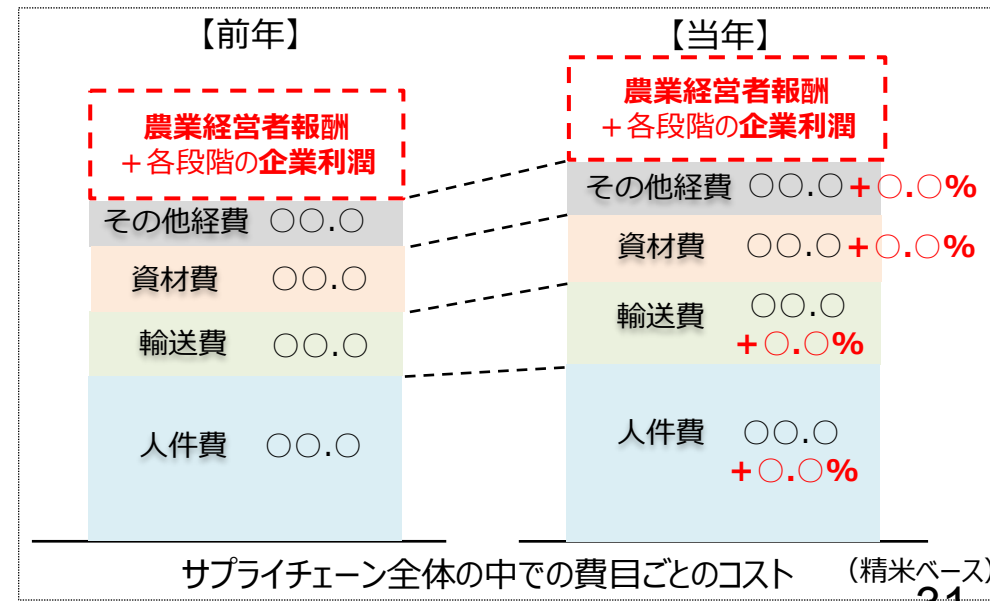
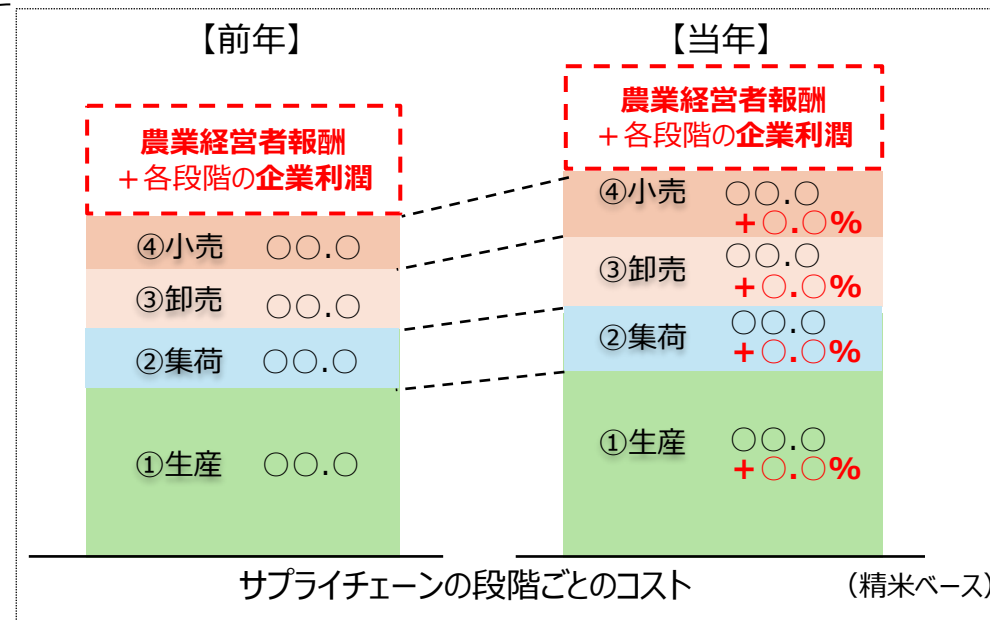


④小売段階

精米・袋詰めされた米を店頭販売。
人件費、店内設備費、水道光熱費等



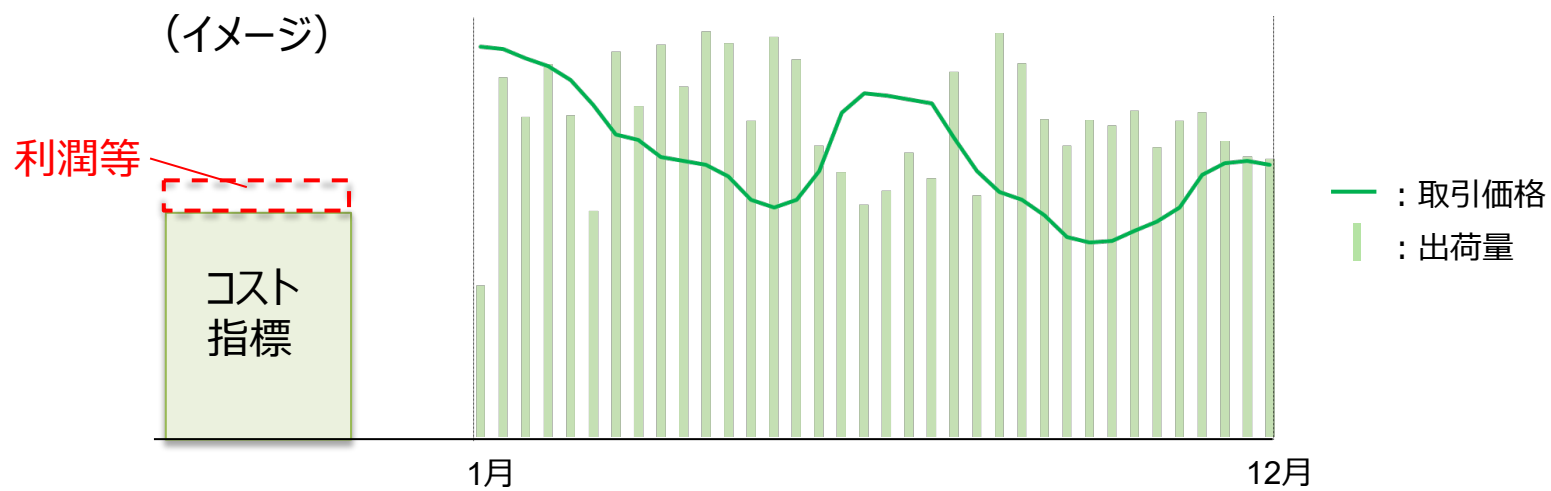
コスト指標



市場におけるコスト指標の活用イメージ



- 市場開設者は、コスト指標をHPや場内掲示により公表。
- 日々の市場取引においては、市場の価格形成機能により、その時々需給や品質に応じて取引価格が決定される。
- 日によっては、取引価格がコスト指標を参考に自らの条件や利潤等を加味して交渉した取引条件を上回ることもあれば、下回ることもある。



- 一方、取引価格がコストを恒常的に下回っている場合、当該品目の持続的な供給に支障が生じる可能性。

- 産地と卸売業者が、**出荷シーズン前に行う産地の出荷会議等で、価格・数量等の条件協議を行う際にコスト指標を活用し**、相場・出荷量・在庫量等についても検討。
- 仲卸業者、小売業者も、こうした会議等の場に積極的に参加。

そのコスト指標の使い方、法律違反かも！？



- コスト指標の使い方によっては、食料システム法や独占禁止法等に違反するおそれがある。
- 問題となる事例をよくご確認ください、正しい使い方を使うことが重要。

買い手側によるコスト指標を基準とした一方的な取引価格の決定

取引価格の決定に当たり、買い手側が売り手側のコストの事情等を考慮せずに、コスト指標を基準とした価格での取引を一方的に押し付ける。

事例①

売り手側から、実際にかかっているコストをもとにコスト指標よりも高い価格での取引を希望されたが、売り手側のコストの事情等を一切考慮することなく、コスト指標を根拠に**一方的に取引価格を決定した。**



こういった行為は、**食料システム法の努力義務違反(一方的な取引価格の決定)**に該当するおそれがあります！(※)

(※) 食品等の取引に関し、優越的地位の濫用や再販売価格の拘束などの「不公正な取引方法」(独占禁止法第2条第9項)に該当する事実があると思料される場合は、農林水産省から公正取引委員会に通知するものとなっています。



売り手側によるコスト指標を基準とした一方的な取引価格の決定

コスト指標はあくまでコストを説明する際の参考であるにもかかわらず、コスト指標を基準とした価格での取引を一方的に押し付ける。

事例②

売り手側が買い手側に対して、コスト指標を基準に「〇〇円以下での販売は認めない」などと、**買い手側の販売価格を指示した。**

(売り手が示した希望価格で売り手に代わって販売するときに、売れ残りなどのリスクを売り手が負担しない場合も含む)



コスト指標がこの価格なんだから、〇〇円以上で絶対に売ってね。もし売れ残っても引き取らないからね。

こういった行為は、**食料システム法の努力義務違反(一方的な取引価格の決定)**に該当するおそれがあります！(※)

(※) 食品等の取引に関し、優越的地位の濫用や再販売価格の拘束などの「不公正な取引方法」(独占禁止法第2条第9項)に該当する事実があると思料される場合は、農林水産省から公正取引委員会に通知するものとなっています。

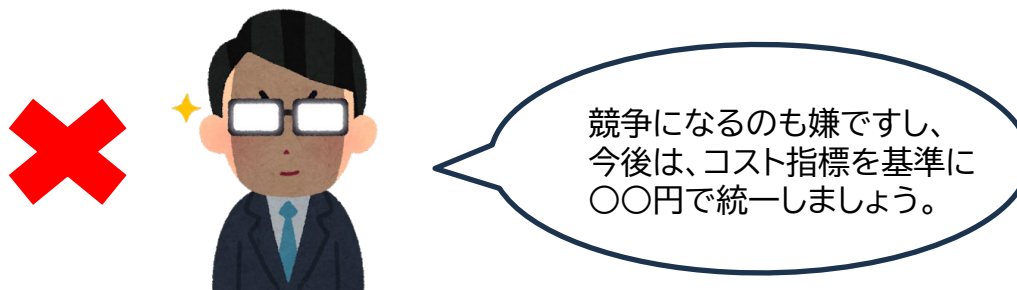


コスト指標を基準とした同業者間の価格に関する合意形成等

- 事業者団体がその構成事業者に対し、コスト指標を基準とした価格の決定を強制する。
- コスト指標を基準として同業者間で価格に関する合意を形成する。

事例③

- コスト指標を参考としつつも、実際の取引条件は取引当事者間の協議の結果決定されるものという原則を無視し、事業者団体に属する事業者に対して今後の取引価格については**必ずコスト指標を基準とした価格を最低ラインとするよう強制した。**
- コスト指標を基準として、競争を避けるため当該品目に関しては「〇〇円で取引をしよう」と**同業者間で決定した。**



こういった行為は、事業者間で行われる行為については**不当な取引制限(独占禁止法第3条)**、事業者団体が行う行為については**一定の取引分野における競争の実質的な制限(同法第8条1号)**又は**構成員事業者の機能又は活動の不当な制限(同条4号)**に違反するおそれがあります！

そのコスト指標の使い方、法律違反かも！？



同業者間の利潤に関する合意形成

コスト指標を基準とした取引条件の設定において、乗せる利潤について事業者間で合意を形成する。

事例④

実際の取引条件の協議の場では、コストの積み上げであるコスト指標に加えて、利潤やブランド力を加味して交渉することが必要であるが、利潤の部分について事業者間で決定して、価格の共通の目安を作った。



こういった行為は、不当な取引制限(独占禁止法第3条)に違反するおそれがあります！